

視覚障害者等用データ送信サービス 送信承認館向け利用ガイド

別紙 4 【データの貸出について】

本書では、国立国会図書館（以下「NDL」といいます。）の「視覚障害者等用データ送信サービス」（以下「本サービス」といいます。）でダウンロードしたデータを利用者に貸出する場合の参考情報を解説します。

1 貸出用媒体の選択について

利用者への貸出に用いる複製媒体としては、CD-R、CD-RW、USB メモリ、SD カード等、さまざまな媒体が考えられます。利用者からの要望と、送信承認館での対応可否（物品管理やセキュリティの側面）を勘案して、各館において媒体をご選択ください。利用者ごとに PC スキルや再生環境（使おうとしている再生機器）がさまざまなため、各利用者と都度、密にコミュニケーションを取り、これこれこういう形式でよいですか？とあらかじめ合意しておけるならば、それがベストです。法律上は、媒体の種別についての制約はありません。

2 第四種郵便について

郵便局から「特定録音物等郵便物を発受することができる施設」の指定を受けると、録音資料及び点字データは、第四種郵便として無料で発受することができます。指定請求については、地域を管轄する郵便局にお問合せください。

日本郵便 HP トップ > 郵便・荷物 > 郵便物（手紙・はがき等） > 第三種・第四種郵便物
https://www.post.japanpost.jp/service/standard/three_four/index.html

なお、第四種郵便として発送する場合、次の条件を満たす必要があります。詳細は、地域を管轄する郵便局にご確認ください。

事項	条件	根拠条文
内容物	「盲人用の録音物又は点字用紙」又は「点字のみを掲げたもの」であること。	郵便法第 27 条 内国郵便約款第 33 条
大きさ	最小寸法：14cm×9cm（はがきサイズ） 最大寸法：長辺 60cm 以内かつ 3 辺合計 90cm 以内	郵便法第 15 条 2 号 内国郵便約款第 8 条
重さ	最大重量：3 kg 以内	
添付物	媒体には視覚障害者等用データのみを格納する。 内容物の一覧表以外の添え状等は同梱しない。	内国郵便約款第 40 条
梱包	開封とする。	郵便法第 27 条

	※ファスナーやマジックテープ等で、容易に開封して内容物を確認できるか、中が少し見えるように封筒等の上部を開けておく必要があります。	内国郵便約款第 33 条
表示	郵便物の表面（左上部。横に長いものにあつては右上部。）に「点字用郵便」の文字を明瞭に記載する。 ※録音物であっても「点字用郵便」と表示します。	内国郵便約款第 37 条

図 第四種郵便の荷姿の例（写真）

このように、ワンタッチで開封でき、宛て名カード（通常は、片面に図書館の宛先、もう片面に利用者の宛先を記載し、ひっくり返して使います。）を入れるための透明のポケットがついているケースや袋が市販されています。100 円ショップ等でもこれに類似したファスナー付きの袋やケースを購入することができます。



3 メールによる送付

本サービスで提供するデータは、送信承認館から利用者へのメール送信が可能です。ただし、あくまでも視覚障害者等を対象にした送信ですので、晴眼者宛てに送信することはできません。また、音声 DAISY とマルチメディア DAISY については、一般にデータ容量が大きいためメール送信は推奨しません。

4 譲渡について

著作権法上は、貸出のみならず、データを複製して格納した媒体の譲渡も可能です。ただ、通常は物品管理規則等において物品を無償譲渡できるケースは限られていると思われるので、所属機関のルールに従ってサービスの可否をご検討ください。